

資料 2

彦根市入札監視委員会関係例規集

- 1 彦根市入札監視委員会条例 · · · · · P 1
- 2 彦根市入札監視委員会条例施行規則 · · · P 2
- 3 彦根市入札監視委員会事務処理要領 · · · P 5
(様式第1号～第7号を含む。)

彦根市入札監視委員会条例

(平成 30 年 9 月 28 日条例第 28 号)

(設置)

第 1 条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)の趣旨を踏まえ、本市の入札および契約の透明性および公正性の確保を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として、彦根市入札監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議を行い、市長に答申する。

- (1) 本市が発注した建設工事およびこれに関連する調査、測量、設計等の委託業務(以下「工事等」という。)に係る入札および契約手続の運用状況等に関すること。
- (2) 委員会が抽出した工事等の発注内容に関すること。
- (3) 工事等に係る入札および契約手続に対する再苦情(当初の苦情に対する回答を不服とする者が再度申し立てた苦情をいう。)に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、入札および契約に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

- 2 委員は、公正中立の立場で客観的に入札および契約についての審議その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

彦根市入札監視委員会条例施行規則

(平成 30 年 10 月 1 日規則第 34 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、彦根市入札監視委員会条例(平成 30 年彦根市条例第 28 号。以下「条例」という。)第 4 条の規定に基づき、彦根市入札監視委員会(以下「委員会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(対象の工事等)

第 2 条 条例第 2 条第 1 号に規定する工事等は、彦根市建設工事等契約審査委員会規程(平成 3 年彦根市訓令第 8 号)に基づく彦根市建設工事等契約審査委員会において審査を行ったものとする。

(委員会の事務)

第 3 条 条例第 2 条の規定による委員会の所掌事務の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める内容とする。

(1) 条例第 2 条第 1 号に規定する事項 次に掲げる内容

- ア 本市が実施した入札および契約事務手続の状況
- イ 工事等における彦根市入札参加停止措置に関する要綱(平成 27 年彦根市告示第 12 号。以下「要綱」という。)に基づく入札参加停止措置等の状況
- ウ 談合情報への対応状況

(2) 条例第 2 条第 2 号に規定する事項 次に掲げる内容

- ア 一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由
- イ 指名競争入札に係る指名の理由
- ウ 隨意契約により契約を締結した理由

(3) 条例第 2 条第 3 号に規定する事項 次に掲げる内容

- ア 一般競争入札における入札参加資格がないとした理由に対する再苦情
- イ 指名競争入札の非指名理由に対する再苦情
- ウ 総合評価方式における技術提案の不採用の理由および非落札の理由に対する再苦情
- エ 要綱第 2 条第 1 項もしくは第 3 条の規定による入札参加停止措置または第 13 条の規定による警告等の措置に対する再苦情
- オ 工事成績評定に対する再苦情

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを聞くことができない。

3 会議は、定例会および臨時会とする。

4 定例会は、原則として年度の5月、8月および12月にそれぞれ1回開催し、第3条第1号および第2号に掲げる事項について、調査審議する。

5 臨時会は、必要に応じて開催し、第3条第3号および条例第2条第4号に規定する事項について、調査審議する。

6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者または専門的知識を有する者に対し、出席を求めて説明もしくは意見を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(抽出の委任)

第7条 委員会は、条例第2条第2号の規定による抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員に委任することができる。

(再苦情の処理期限)

第8条 委員会は、第3条第3号に規定する事項に係る市長への答申については、再苦情処理の申立てのあった日からおおむね50日以内に行わなければならない。

(委員の除斥)

第9条 委員は、自己または3親等以内の親族の利害に關係のある事項については、その審議に加わることができない。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議の公開)

第 11 条 会議は、公開とする。ただし、委員会が公開を相当でないと認める場合は、この限りでない。

(庶務)

第 12 条 委員会の庶務は、総務部契約監理室において処理する。

(その他)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初の会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

彦根市入札監視委員会事務処理要領

(趣旨)

第1条 彦根市入札監視委員会条例(平成30年彦根市条例第28号)に規定する彦根市入札監視委員会(以下「委員会」という。)の運営については、彦根市入札監視委員会条例施行規則(平成30年彦根市規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定例会への諮問)

第2条 規則第5条第3項の定例会(以下「定例会」という。)への諮問は、次に掲げる書類を提出して行うものとする。

- (1) 入札方式別発注工事等総括表(別記様式第1号)
- (2) 入札方式別発注工事等一覧表(別記様式第2号)
- (3) 入札参加停止措置等の運用状況の一覧表(別記様式第3号)
- (4) 談合情報に係る対応状況の一覧表(別記様式第4号)
- (5) 抽出事案説明書(一般競争入札用)(別記様式第5号の1)
- (6) 抽出事案説明書(指名競争入札用)(別記様式第5号の2)
- (7) 抽出事案説明書(随意契約用)(別記様式第5号の3)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札、契約手続等に関する必要な資料

2 定例会への諮問の対象となる工事等(規則第2条に定める工事等をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 5月開催分 開催月の属する年度の前年度の11月から2月までの期間に契約した工事等
- (2) 8月開催分 開催月の属する年度の前年度の3月から開催月の属する年度の6月までの期間に契約した工事等
- (3) 12月開催分 開催月の属する年度の7月から10月までの期間に契約した工事等
(対象工事等の抽出)

第3条 規則第7条の規定による委任は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 抽出を行う委員会の委員(以下「抽出委員」という。)は、委員長を除く委員のうち、50音順の輪番制とする。
- (2) 抽出委員は、前条第1項第2号の様式の中から、10件程度の工事等を抽出する。
- (3) 抽出作業は、定例会の開催日の2週間前までに行うものとする。
- (4) 抽出委員は、定例会において事務局が抽出事案の説明を行う前に、抽出結果の報告およ

び確認を行うものとする。

(抽出された工事等の審議)

第4条 事務局は、抽出された工事等の内容について、契約方式ごとに第2条第1項第5号から第8号までの資料により、定例会で説明を行うものとする。

2 委員会の委員は、抽出された工事等について、前項の説明を受けた後、規則第3条第2号に掲げる内容等について調査審議を行う。

(臨時会への諮問)

第5条 規則第5条第3項の臨時会(以下「臨時会」という。)への諮問は、次に掲げる書類を提出して行うものとする。

(1) 再苦情の申立書(別記様式第6号)

(2) 前号に掲げるもののほか、入札、契約手続等に関する必要な資料

(再苦情の申立て)

第6条 規則第3条第3号に掲げる再苦情の申立ては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに、市長に対して、前条第1号の申立書により行わなければならない。

(1) 同号アの再苦情 入札参加資格がないとした理由の通知に係る苦情に対する回答が行われた日の翌日から起算して7日以内

(2) 同号イの再苦情 非指名理由の通知に係る苦情に対する回答が行われた日の翌日から起算して7日以内

(3) 同号ウの再苦情 技術提案の不採用の理由および非落札の理由の通知に係る苦情に対する回答が行われた日の翌日から起算して7日以内

(4) 同号エの再苦情 彦根市入札参加停止措置に関する要綱(平成27年彦根市告示第12号)第2条第1項もしくは第3条の規定による入札参加停止措置または第13条の規定による警告等の措置(以下「入札参加停止措置または警告等の措置」という。)の通知に係る苦情に対する回答が行われた日の翌日から起算して14日以内

(5) 同号オの再苦情 工事成績設定に係る苦情に対する回答を受けた日の翌日から起算して14日以内

(申立人)

第7条 規則第3条第3号に掲げる再苦情の申立てができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 同号アの再苦情 彦根市建設工事条件付一般競争入札実施要領(平成20年5月1日施行)に規定する条件付一般競争入札参加資格確認申請書(事後審査用)の提出を行った者

(2) 同号イの再苦情 彦根市建設工事入札参加者の格付および選定基準要領(平成6年6月14日施行)に基づく格付区分を設けた業者については、当該入札と同一の格付区分である者で、格付業種以外の業者については、当該入札参加業種の登録部門に入札参加している者

(3) 同号ウの再苦情 彦根市総合評価競争入札実施要領(平成19年11月30日施行。以下「要領」という。)に規定する当該対象工事の技術提案書等の提出を行った者

(4) 同号エの再苦情 入札参加停止措置または警告等の措置を受けた者

(5) 同号オの再苦情 当該対象工事の施工を行った者

(再苦情の申立ての却下)

第8条 委員会は、規則第3条第3号に掲げる再苦情があり、第5条第1号の申立て書が提出された場合において、申立て期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、当該申立てを却下することができる。

(再苦情の処理)

第9条 市長は、規則第3条第3号に掲げる再苦情の調査審議を終えた委員会から答申がなされたときは、申立て人に対し、再苦情の申立てに対する回答書(別記様式第7号)により、その結果を回答するものとする。

2 前項の場合において、当該再苦情の申立てが認められなかったときは、市長は、申立てに根拠がないと判断された理由を示してその旨を回答するものとし、申立てが認められたときは、委員会の意見を尊重し、その結果を速やかに申立て人に対して回答するものとする。

(意見の反映)

第10条 市長は、委員会からの答申により、意見の具申を受けたときは、必要に応じて所要の措置を講じなければならない。

付 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

別記
様式第1号(第2条関係)

入札方式別発注工事等総括表

区分：建設工事・建設工事関連委託業務
期間 年 月 日から 年 月 日まで

入札方式	件数	契約金額(千円)	平均落札率	備考
1 一般競争入札				
2 指名競争入札				
3 隨意契約				
合計				

入札方式別発注工事等一覧表

区分：建設工事・建設工事関連委託業務
区まで

整理番号	入札方式	工種・業種	工事名・業務名	担当課	予定価格(円) (税込み)	落札者	契約金額(円) (税込み)	落札率	指名業者数・ 参加可能者数	参加者数	期間			年月日から年月日まで	備考
											年	月	日		

入札参加停止措置等の運用状況の一覧表

区分：建設工事・建設工事関連委託業務
年 月 日から 年 月 日まで

整理番号	業者名	所在地	入札参加停止措置等の期間	期間			理由	備考
				年	月	日		
			年 月 日から 年 月 日まで		箇月			

談合情報に係る対応状況の一覧表

区分：建設工事・建設工事関連委託業務
年 月 日から 年 月 日まで

整理番号	情報を受けた日時	工事等の名称	入札日 (予定日)	情報提供者	受信者	情報手段	情報内容	談合情報に対する 対応の概要	入札を実施した 場合の入札結果

抽出事案説明書(一般競争入札用)

工事等の担当課:

入札方式	
工事種別	
工事名	
工事概要	
入札参加資格	
入札参加資格設定の経緯および理由	
入札参加資格の対象者数	
入札参加者数	
予定価格(税込み)	円
落札価格(税込み)	円
落札率	
入札の経過および結果	

当初契約の内容

契約の相手方	
相手方の住所	
契約締結日	
工 期	～
契約金額	円

抽出事案説明書(指名競争入札用)

工事等の担当課:

入札方式	指名競争入札
工事種別	
工事名	
工事概要	
入札参加資格	
指名業者を選定した理由	
指名した業者数	
入札参加者数	
予定価格(税込み)	円
落札価格(税込み)	円
落札率	
入札の経過および結果	

当初契約の内容

契約の相手方	
相手方の住所	
契約締結日	
工期	～
契約金額	円

抽出事案説明書(随意契約用)

工事等の担当課:

入札方式	随意契約
工事種別	
工事名	
工事概要	
随意契約とした理由	
予定価格(税込み)	円
落札価格(税込み)	円
落札率	
随意契約の経過および結果	

当初契約の内容

契約の相手方	
相手方の住所	
契約締結日	
工期	~
契約金額	円

様式第6号(第5条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申立者の住所
申立者の商号または名称 ㊞

再苦情の申立て書

下記の工事等に係る回答の内容に不服があるので、再苦情の申立てをします。

記

1 再苦情の申立ての対象となった工事等の名称

2 再苦情の申立ての内容およびその理由

(1) 再苦情の内容

(2) 再苦情の理由

様式第7号(第7条関係)

第 号
年 月 日

申立者の商号または名称 様

彦根市長 団

再苦情の申立てに対する回答書

年 月 日付けで貴職から申立てのあった再苦情について、下記のとおり回答します。

記

1 再苦情の申立ての対象となった工事等の名称

2 再苦情の申立ての要旨

3 再苦情の申立てに対する回答

4 3の理由

